

各対象事業所設置法人理事長 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

工賃向上計画の策定について

工賃向上計画については、平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 (令和 6 年 3 月 29 日一部改正)』に基づき、各対象事業所において策定し、県に提出することとなっております。

つきましては、計画が未提出の事業所、又は計画を見直し修正した事業所は、下記により関係書類を提出願います。

なお、本通知は、対象事業所の設置法人宛てに送付しておりますので、所管の事業所へ周知願います。

記

- 1 対象事業所
就労継続支援 B 型事業所
- 2 提出書類
 - (1) 工賃向上計画を提出していない場合
工賃向上計画を策定し、提出してください。
 - (2) 提出済の工賃向上計画の見直しを行い、修正した場合
目標工賃の見直し等により計画を修正した場合は、修正後の工賃向上計画を提出してください。
※セルの色の変更等により、修正箇所がわかるようにしてください。
 - (3) 提出済の工賃向上計画に修正がない場合
提出の必要はありません。
- 3 提出方法
エクセルファイル「03_工賃向上計画 (参考様式) .xls」に必要事項を入力し、電子メールにより下記担当者に提出してください。
※電子メールによりがたい場合はご相談ください。
- 4 提出期限
令和 8 (2026) 年 5 月 29 日 (金)
- 5 その他
工賃向上計画の策定に当たっては、別紙「留意事項」及び「記載例」を参照願います。
本通知の内容については、県ホームページにも掲載しています。

社会参加促進担当：松本
TEL 028-623-3020 FAX 028-623-3052
E-mail syuurou@pref.tochigi.lg.jp